

かわさき

農家だより

発行 川崎市農業振興センター
〒213-0015

川崎市高津区梶ヶ谷 2 - 1 - 7

電話 044-860-2462

FAX 044-860-2464



地産地消に取り組みました

～平成 17 年度の地産地消推進事業の概要～

平成 17 年 6 月に、直売会、生産者組織、市場、消費者団体、JA 及び行政の代表者を委員とした「かわさき地産地消推進協議会」が設置され、市内産農産物を直売する「農産物ふれあい市」の開催や市内産農産物を利用した学校給食統一献立などに取り組みました。

「農産物ふれあい市」で市内産野菜を買い求めた方は、「市内産は新鮮で一番安心して食べることができる」と期待を寄せていました。今後も、市民の方々の期待に応え、また、子供たちが「食と農」の大切さについて学ぶことができるように地産地消を推進してまいります。

「農産物ふれあい市」を実施



11 月 26 日（土）に川崎区の大師公園で「農産物ふれあい市」を開催しました。川崎農業青年協議会や農の協力会に手伝っていただき、午前中に売切れてしまう盛況ぶりでした。

学校給食統一献立（高津区・宮前区）

学校ごとでは地域の野菜を用いた献立が実施されていましたが、統一献立では初めての試みとなりました。当日は先生がキャベツ栽培の歴史等について話をされ、新鮮な久未産キャベツを用いてポルシチが作られました。



「農産物ふれあい市」を開催

南部地区に市内産農産物の直売所がなく、北部地区で生産されている農産物の入手機会が少ないのが現状です。朝取り野菜の新鮮さに、少しでも市民の方が接する機会のある場として「農産物ふれあい市」を川崎区に続いて幸区で開催します。

- ・日時 平成 18 年 2 月 26 日（日）
10 時から（売切れ次第終了します）
- ・場所 幸区役所前広場



多摩川ナシ栽培支援の取り組みについて

～平成17年度多摩川ナシ栽培支援講座の概要～

平成17年度の‘多摩川ナシ栽培支援講座’が2月24日で終了します。20人の受講生は今年度11回の講座を受け、ナシ作りの基礎について勉強しました。‘多摩川ナシ栽培支援講座’は折返し地点を迎えますが、来年度は農家のナシ園で実践的なことを勉強していく予定です。平成19年度からは、農家のナシ作りのお手伝いができるように努力していきますので、応援をよろしくお願いいたします。

また、講師をしていただいた方々、ありがとうございました。紙面を借りてお礼申し上げます。



園場での講座の様子
(剪定の目的と方法について)

平成17年度の講座内容

ナシ栽培の概要について
人工授粉について
摘果について
袋掛けの目的と方法について
春から夏の栽培管理について
病虫害防除と農薬について
新梢管理の目的と方法について
収穫および販売について
土作りと施肥管理について
秋から冬の栽培管理について
剪定の目的と方法について
川崎におけるナシ栽培の歴史について
ナシ栽培の状況について
日本ナシの品種と育種について

アンケートの結果について

昨年秋から冬にかけて、梨栽培農家の皆さんに、‘多摩川ナシ栽培支援講座’についてアンケートを実施しました。冬季作業でお忙しいところのお願いでしたが、ご協力いただきましてありがとうございました。結果については現在集計中ですが、いただきました貴重なご意見をふまえ、さらに充実した‘多摩川ナシ栽培支援講座’を展開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

アンケートの結果の一部について、お知らせします。

～多摩川ナシ栽培支援講座のアンケートについて(速報)～

手伝いについて(回答数	94)	単位:戸
希望したい	16	
希望しない	43	
どちらともいえない	36	

手伝ってもらいたい作業は、授粉や袋かけなどの回答が多いです。

【問い合わせ先 フルーツパーク 945-0153】

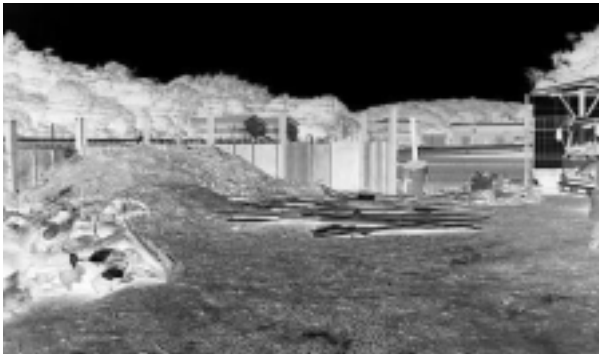
農地の違反転用を防止しましょう

～違反転用は短期的には利益をもたらしても、長い目でみれば農業者の不利益です。～

市街化区域外の農地について、その転用や転用目的の権利の移転（譲渡・貸付等）は知事の許可制となっており、農業振興地域（岡上・黒川上・黒川東・早野）の農用地区域内については原則として許可されないことになっています。

また、市街化区域内の生産緑地地区内の農地においては建築物の新築や宅地の造成等の行為（「生産緑地地区内行為」といいます。）は市長の許可が必要ですが、農業用施設の設置等に関わる行為以外は許可になりません。

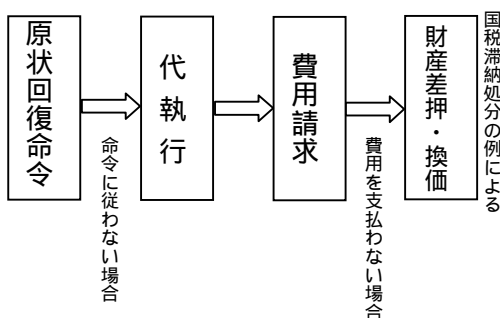
許可を受けないでこれらの行為を行うことを「違反転用」といいます。違反転用をした場合、次のような不利益を転用行為者や農地所有者は被ることがあります。



まわりの耕作者も大迷惑！

1 行政機関が科すペナルティ

市街化区域外の農地の場合、工事その他の行為の停止命令・原状回復命令が、生産緑地の場合、原状回復命令を受けることがあり、命令に従わない場合、知事（生産緑地は市長）が違反者に代わって原状回復を行うことが可能で、その費用は違反者に請求されます。



2 司法機関が科すペナルティ

警察が捜査した結果、検察庁に送検・起訴され有罪判決が確定した場合次のような刑罰を受けることがあります。

法令	無許可転用（地区内行為）	命令に違反
農地法	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
農振法	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	同左
生産緑地法	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

表1 違反転用と刑罰

違反転用はれっきとした犯罪です。農地法違反の場合、転用行為者のみならず所有者も違反転用の責任を負いますので、農業者も社会的信用を失います。

3 税制上のデメリット

違反転用されることで税負担が大幅に増します。

単位：千円

	価格(固定資産税評価額)	相続税評価額	備考
A 畑	54	3,557 (840)	Bの近傍地 ()内農業投資価格
B 違反転用地	32,153	35,368 (宅地の倍率を 採用)	重機の置場
B/A (倍)	595	10 (42)	()内は納税猶予 適用

表2 ある違反転用地の実例(10aあたりに換算)

特に相続税は累進税率であり評価が高くなることと相まって税負担が重くなります。

農地は耕作者自らが所有するのが農地法の原則です。市街化区域外の農地を家庭の事情で耕作できない場合は農業委員会や農業公社を通して担い手のいる農家に売却又は利用権設定により賃貸することを検討してください。一定の条件を満たす売買の場合、農業委員会や農業公社を通すと譲渡所得税の特別控除が適用されます。農業委員会事務局まで御相談ください。

【問い合わせ先 農業委員会事務局・

農業振興センター農地課 860-2461】

県内でトマト黄化葉巻病が発生しました



感染したトマト苗

< 提供：神奈川県病害虫防除所 >

被害の特徴

病原ウイルス(TYLCV)に感染したトマトは黄化や葉巻症状、さらに病状が進むと萎縮症状が見られ、正常に着花しなかったり、開花しても結実しなかったりすることがあるため、**特に生育初期に感染する**と減収の大きな要因となります。

伝染方法

病原ウイルス(TYLCV)は**シルバーリーフコナジラミ**によって媒介されます。今のところ汁液、種子、土壌を介しての伝染は見られません。また日本ではウイルスを保毒した親から子への経卵伝染は確認されていません。

防除対策

- * 施設栽培ではシルバーリーフコナジラミの侵入や逃亡を防ぐため、施設の開口部に防虫ネット(0.4mm目以下)などを張るようにします。
- * 定期的な薬剤散布でシルバーリーフコナジラミの防除を行いましょう。同じ薬剤を連用すると、薬剤に対する抵抗性が出るため、系統の異なる薬剤をローテーションで使用してください。媒介虫のシルバーリーフコナジラミはトマト以外にもキュウリや花き等多くの作物に寄生するので、防除を徹底的に行いましょう。
- * 発病株は伝染源、越冬場所となるため見つけ次第抜き取り、焼却するなど適切に処分します。また、周辺雑草(特にノゲシ)の防除を徹底しましょう。

以上のことに気をつけて、被害の発生・拡大の防止に努めましょう

防除所のHP(<http://www.agri.pref.kanagawa.jp/boujoshou/top.asp>)に写真の掲載があります。

【問い合わせ先 緑化センター 911-2177】

生産緑地地区追加等指定のお知らせ

平成17年度に引き続き、18年度も生産緑地地区の追加等の指定を行います。

市街化区域内に農地を有していても、生産緑地地区の指定には様々な基準があり、一定の要件が必要になりますので、生産緑地地区の追加等の指定をご希望される方は、受付期間内に農業振興センター農地課へ御相談下さい。

生産緑地制度とは、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し「公害又は災害の防止」、「農林漁業と調和した都市環境の保全」等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画制度であり、市街化区域内の農地で営農を続ける方にとっては非常に有用な制度になっております。

受付期間 3月27日(月)～4月27日(木)(開庁日のみ)

受付時間 午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)

対象者 川崎市内で生産緑地地区指定を希望する市街化区域内農地を有する方

受付窓口 農業振興センター農地課保全係

窓口では、申請の説明、基本要件の確認等を行います。

お越しになる際は、希望する農地の地番、所在がわかる資料をご持参ください。

申請書様式は、受付期間内に最初にお越しになった際確認をした後お渡しし、後日、必要書類を揃えた上で受付期間内に窓口へ提出して頂きます。

川崎市では平成17年度に34箇所の追加と、25箇所の既指定区域の拡大指定を行ない、平成18年1月1日現在、約316.2ヘクタール、1,993箇所指定されています。

【問い合わせ先 農地課保全係 860-2461】